令和６年11月20日

厚生委員会提出資料

第３次おびひろ男女共同参画プラン中間見直し（原案）について

Ⅰ　基本的な考え方

１　プラン中間見直しの趣旨

本プランは、国の動きや社会情勢、本市の男女共同参画に関する現状や課題を踏まえ、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、総合的に施策を推進するための計画として策定(令和2～11年度)しています。

プランの中間年を迎え、男女共同参画にかかる社会情勢の変化に柔軟に対応するため、所要の見直しを行うものです。

２　帯広市の男女共同参画の現状と課題

(１)男女共同参画意識の改革

性別にとらわれず、誰もが、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を促進していく必要があります。

(２)女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援

様々な困難を抱える女性が安心して相談ができ、自立して暮らすことができる社会の実現に向け、相談窓口の認知度向上や、関係機関・民間団体と連携した相談支援体制を充実する必要があります。

(３)ともに活躍できる社会の実現

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、そのためには、働き方、暮らし方、意識を変革し、仕事と家庭生活の調和が図られた社会の実現に向け取り組む必要があります。

３　中間見直しのポイント

（１）推進目標の見直しと、最終年（令和11年度）の目標値の設定

・現在の推進目標を、男女共同参画にかかる社会情勢に応じた内容に修正。

・本プランの最終年の目標値を設定。

（２）新たな法律の市町村基本計画に位置付け

・令和６年４月1日より施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第８条第３項の「市町村基本計画」として本プランを位置づける。

・女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援のための新たな推進目標を設定。

Ⅱ　基本目標

基本目標Ⅰ　互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革

男女共同参画社会の実現のためには、人々の意識の中で長い間に形づくられてきた固定的な性別役割分担意識の解消や、多様な性の理解に向け、互いを尊重する意識の浸透が必要です。

市民の理解を促進していくため、家庭や地域、学校などあらゆる場において、男女平等観の形成や多様な性の尊重などに関し意識の改革を図ります。

推進目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
固定的な性別役割分担意識が解消されていると思う人の割合	65.5%	増加

基本目標Ⅱ　女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援の提供

時代の変化とともに女性が抱える問題は、身体的・精神的DV、ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害、生活困窮や家庭関係破綻など、多様化・複合化・複雑化しています。

ひとりで抱え込まず、安心して相談・自立して生活できるよう、関係機関や民間団体等と連携・協働して、当事者中心の包括的でより適切な支援を進めます。

推進目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
市内高等学校におけるデートＤＶ予防講座実施率	33.3%	100.0%
女性のための相談窓口等を「知らない」人の割合 NEW	30.1%	減少

基本目標Ⅲ　男女がともに活躍できる環境づくり

仕事と家庭生活の両立や、女性の政策・方針決定過程への参画、ライフステージに応じた働き方の選択など、男女がともに活躍できる環境づくりが必要です。

女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、女性の活躍を推進します。

推進目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
事業所の管理職に占める女性割合	15.4%	増加
育児休業制度を導入している事業所の割合	68.9%	73.9%
事業所の育児休業を取得した男性従業員の割合	22.2%	増加
審議会等への女性の参画率	33.9%	40.0%以上
市の管理職に占める女性割合	14.8%	※1
市の育児休業を取得した男性職員の割合	60.0%	81.0%

※1　特定事業主行動計画にて策定する数値目標を準用。「市の管理職に占める女性割合」はＲ７の目標値となる。

Ⅲ 基本方向･基本施策

基本目標	基本方向	基 本 施 策
Ⅰ互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革	1 男女平等の視点に立った教育の推進	(1)家庭・地域における男女平等教育の推進 (2)学校における男女平等教育の推進
	2 男女共同参画への意識の向上	(1)広報・啓発活動の充実及びメディア・リテラシーの向上 (2)調査研究の充実 (3)学習機会や学習情報の提供
	3 性を尊重する意識の醸成と制度の運用	(1)互いの性を尊重する認識の浸透 (2)多様な性を尊重する意識の醸成 (3)誰もが安心して暮らせる環境づくり
Ⅱ女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援の提供 （DV防止基本計画） （女性支援基本計画）	1 パートナー等への暴力の根絶	(1)DV防止への理解促進 (2)DV被害者への相談・支援体制の充実
	2 セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶	(1)セクシュアル・ハラスメントなどの暴力防止への理解促進 (2)若年層への予防教育の推進 (3)被害者への相談・支援体制の充実
	NEW 3 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実	(1)困難や不安を抱える女性への相談体制の充実 (2)女性が安心かつ自立して暮らせる支援体制の確立
Ⅲ男女がともに活躍できる環境づくり （女性活躍推進計画）	1 政策・方針決定過程における女性の参画促進	(1)審議会等における女性の参画の推進 (2)方針決定過程における女性の参画の促進 (3)農業経営における女性の参画支援
	2 男女がともに働くための環境整備	(1)ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 (2)育児・介護等支援体制の充実 (3)家庭生活における男女共同参画の促進
	3 就労における男女平等の促進	(1)男女の均等な雇用と待遇の確保 (2)職場における男女平等の促進
	4 就業機会の確保	(1)就業支援体制の充実 (2)女性の経済的自立の支援 (3)女性の再チャレンジ支援
	5 地域社会等における男女共同参画の促進	(1)地域社会等における男女共同参画の促進 (2)防災分野における男女共同参画の推進

Ⅳ 今後のスケジュール

・11月20日　厚生委員会へ原案を報告
・11月下旬～ パブリックコメントの実施
・１月20日 第３回男女共同参画市民懇話会
・１月下旬 第３回男女共同参画推進委員会（書面）
・２月中旬 厚生委員会へ素案を報告　→　プラン策定